

東峰村職員配置

【宝珠山庁舎】 <<村長>> 澁谷博昭 <<副村長>> 堺 裕之 <<教育長>> 室井昭博 平成27年4月1日現在

部 署	課 長	課長補佐	係 名	係 長	係 員		
議会・監査事務局	室井慶久						
会 計 室		井上麻里子					
企画政策課	泉 高杉		企画調整係	梶原孝司	森山敦史	池田啓讓	
			情報通信係		和田 勲		
総 務 課	梶原浩二	眞田秀樹	財政管財係		古賀英彦	岩下玲礼	
			人事給与係		井手絵美		
			消防安全係		杉野秀行		
農林観光課	野寄和秀	城 辰也	農林振興係	前田光輝	金光健二	伊藤正一	【大蔵弥生】
			商工観光係		泉 健人		
建設水道課	日野 正		建設係兼ダム対策係	小野豊徳			【高取由布子】
			建設係	樋口修一	熊谷英一郎		
			水道係		粕井紀彦		
教 育 課	室井富美子		学校教育係	室井紀代子			
			社会教育係		矢野正己	福島彰隆	
			文化財調査員			【日高正幸】	
	<<公民館長>>伊藤明善	地域活動指導員・社会教育指導員	【阿波秀樹】	【元永あけみ】	【梶原和代】		
総合窓口	<住民税務課>	伊藤勝枝	住民係（戸籍）		内藤有紀		
			税務係		井上大祐		
	<保健福祉課>		福祉・保険係	坂本浩志	和田貴弘		
美星保育所			保育士	岩橋ルミ	高木奈々	小野直美	【黒川理絵】
					【辻 昌代】	【安岡みづき】	【泉 留美】
【小石原庁舎】							
住民税務課	重石豊臣 (小石原庁舎長)		住民係（戸籍）	眞田しのぶ	熊谷貴範		
			環境衛生係		阿波正治		
保健福祉課	小林純一	室井英信	福祉・保険係	岩橋俊典	小島祥二		【高取伊織】
			保健係(保健師)	國松直美	井上美由紀		
村立診療所 (小石原診療所)	医師 平野晋資		福祉・保健係	阿波昌子			
			看護師		小畑千鶴		
包括支援センター							【佐々木弘美】
東峰学園 (東峰村立東峰小学校) (東峰村立東峰中学校)			学校司書		志賀千代子		
			用務員				【早川青良】
			給食調理員		井上秀子	田中葉子	【梶原幸代】
介護保険広域連合支部派遣	岩橋一成						【柳瀬慶美】

【 】書きは、嘱託又は臨時職員



【新人職員紹介】

4月より東峰村役場で働くことになりました、伊藤 正一（いとう しょういち）と申します。出身は岩屋地区です。

農林観光課に配属となり、わからないことばかりですが、生まれ育った東峰村に貢献できるよう、住民の方々との交流を深め、仕事を頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。



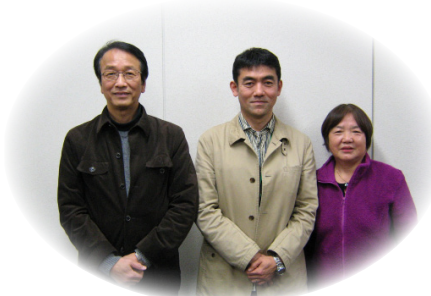
村からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311

小石原庁舎 74 - 2311

住民税務課

◆東峰村人権擁護委員紹介



氏名	住所	電話番号
たかくら みきえ 高倉 美紀恵	小石原鼓	74 - 2514
ひぐち あきら 樋口 朗	宝珠山	72 - 2027
はしら まさし 柱 雅志	小石原鼓	72 - 2177

(敬称略・委嘱順)

東峰村の3名の人権擁護委員は、朝倉人権擁護委員協議会に配置されています。同和問題や高齢者、男女問題等に関する住民の皆さんからの人権相談や身の上相談を法務局や自宅などで受けたり、また研鑽のための積極的な活動を行っています。皆さんの一番身近な相談相手です。

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからなくて困ったりすることがあると思いますが、そんなときはお気軽に、近くの人権擁護委員にご相談ください。

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課 (電話：74 - 2311)

保健福祉課

◆介護保険広域連合朝倉支部嘱託員採用試験のお知らせ

介護保険専門員（ケアマネジャー）を募集します。

■応募資格：介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を有し、実務経験が5年以上の者
自家用車での調査活動ができる人

■募集人数：1名（利用者実態調査型ケアプラン点検業務等）

■雇用期間：平成27年6月1日～平成28年3月31日
週29時間（4日）勤務

■報酬：月額20万円（健康・雇用保険加入）交通費有

■申込用紙（配布場所）

介護保険広域連合朝倉支部、東峰村役場保健福祉課の窓口

■応募方法：4月17日（金）～30日（木） 土日・祝日を除く

福岡県介護保険広域連合朝倉支部（めくばー健康福祉館内）に提出

お問い合わせ先

福岡県介護保険広域連合朝倉支部 (電話：21 - 8021)

◆ 65歳以上の介護保険料が変わります
(平成27年度～平成29年度まで)

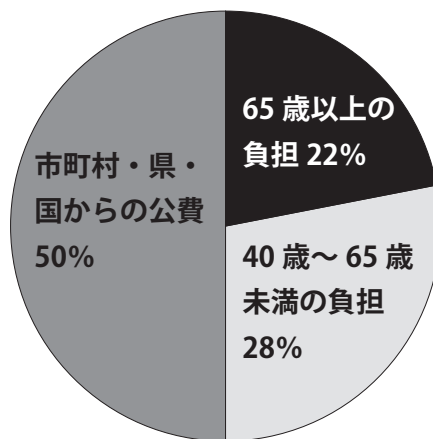
1. 介護保険の財源について

介護保険は、3年に1度、制度の見直しを行っており、それに伴い保険料の見直しも行われています。

介護保険に必要な費用は、国と都道府県、各市町村が半分を負担し、残り半分を被保険者からの保険料で負担しています。

第6期事業計画（平成27年度～29年度）では、高齢化の進行により、65歳以上（第1号被保険者）の負担割合が21%→22%となり、40歳～65歳未満（第2号被保険者）の負担割合が29%→28%に変更となりました。

介護保険の財源



2. 介護保険料について

(1) グループ別保険料

福岡県介護保険広域連合では、平成17年度からグループ別保険料を導入しています。

グループ別保険料とは、介護保険広域連合の構成市町村間の給付費（介護サービスにかかる費用）水準に大きな差があることから、この格差を緩和・是正することを目的として、給付費水準が高い市町村から順にA、B、Cの3つのグループに分け、保険料を設定したものです。東峰村は第5期ではBグループでしたが、第6期ではAグループとなります。グループの変更や介護給付費の増加等により、全体の保険料は上昇しています。

(2) 所得段階別保険料について

介護保険料額は、本人や世帯員の所得等に応じて決まります。第5期は9段階でしたが、今年度より16段階に分かれます（表でご確認ください）。

今年度の保険料については、平成27年度（平成26年中所得）の市町村民税等をもとに計算を行い、8月上旬に決定通知書を介護保険広域連合より郵送いたします。

詳しくは、配布される介護保険パンフレットでご確認ください。



平成27年度～29年度の保険料一覧

対象者		所得段階	負担割合	保険料年額 (円)
				※ () 内は月額目安 Aグループ
本人、世帯員全員が市町村民税非課税の方	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第1段階	× 0.5	44,213 (3,684)
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	第2段階	× 0.75	66,320 (5,527)
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	第3段階	× 0.75	66,320 (5,527)
本人が市町村民税非課税の方（世帯の中に課税者がいる）	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階	× 0.9	79,583 (6,632)
	上記以外	第5段階	× 1.0	88,426 (7,369)
本人が市町村民税課税の方	合計所得金額が120万円未満	第6段階	× 1.2	106,111 (8,843)
	合計所得金額が120万円以上150万円未満	第7段階	× 1.3	114,954 (9,580)
	合計所得金額が150万円以上190万円未満	第8段階	× 1.4	123,796 (10,316)
	合計所得金額が190万円以上240万円未満	第9段階	× 1.5	132,639 (11,053)
	合計所得金額が240万円以上290万円未満	第10段階	× 1.6	141,482 (11,790)
	合計所得金額が290万円以上320万円未満	第11段階	× 1.7	150,324 (12,527)
	合計所得金額が320万円以上350万円未満	第12段階	× 1.8	159,167 (13,264)
	合計所得金額が350万円以上380万円未満	第13段階	× 1.9	168,009 (14,001)
	合計所得金額が380万円以上410万円未満	第14段階	× 2.0	176,852 (14,738)
	合計所得金額が410万円以上440万円未満	第15段階	× 2.1	185,695 (15,475)
合計所得金額が440万円以上	第16段階	× 2.2	194,537 (16,211)	

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課 (電話：74－2311)

建設水道課

◆砂防事業のための現地調査について（お願い）

■現地調査の目的

地域の皆様の安全・安心な暮らしを確保するには、ハザードマップ作成等のソフト対策に併せ、土石流等に対する施設整備を行うハード対策が必要です。

しかし、朝倉県土整備事務所管内における土砂災害等のおそれのある箇所は、1,000箇所（東峰村 325箇所）を超え、ハード対策に際しては、必要性の高い箇所から実施するため、今回、土石流及び急傾斜地のうち 34 箇所について現地調査を行うものです。

■調査対象地区

大行司地区、竹地区、岩屋地区、栗松地区、小石原鼓北地区、板屋地区、中原地区、小石原鼓南地区、上福井地区、東福井上地区、東福井下地区

調査対象地区の図面確認が必要な場合は、東峰村建設水道課及び、朝倉県土整備事務所企画班で閲覧できます。

■調査期間

平成 27 年 4 月中旬～ 7 月中旬（予定）

地区毎の詳細な調査期間については、建設水道課から区長へ、その都度電話連絡させていただきます。

■調査実施会社

大成ジオテック 戸渡、肥後橋（電話番号 0942-34-5622）

お問い合わせ先

福岡県朝倉県土整備事務所 企画班 菊次・井上（電話 41 - 7711）

農林観光課

◆第 12 回 東峰村山開き（浅間山から岳滅鬼山へ）

恒例となりました、東峰村山開きを行います。

JR 筑前岩屋駅で受付のあと、バスで登山口まで送迎致します。その後は自由登山です。

送迎は午後 3 時 30 分で運行を終了しますので、午後 3 時までには登山口まで下山してください。

■開催日：4 月 29 日（水・祝）

■集合場所：J R 筑前岩屋駅

■受付時間：8：00～11：00 まで（事前申込みは必要ありません）

■参加費：500 円

※詳細は、東峰村ホームページか役場に設置しているチラシをご覧ください。

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 農林観光課（電話 72 - 2313）

保健福祉課

◆健康審査のお知らせ

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康審査を実施します。

被保険者全員に4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

■受診対象者

被保険者。ただし、健康審査の目的から、生活習慣病（※）の治療を受けている方などは対象となりません。

※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

■受診期間

平成27年4月下旬から平成28年3月31日まで（年1回）

■受診票の送付時期

ア 平成27年4月末現在で被保険者の方…4月下旬

イ 平成27年5月以降に被保険者となる方…被保険者となる月（75歳の誕生日など）の上旬

■受診時の自己負担金： ひとり500円

■受診の方法

健康審査の実施医療機関で個別に予約のうえ受診して下さい。

※東峰村の総合健（検）診でも受信できますので、保健福祉課へお問合わせください。

■その他問合せ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター（福岡県自治会館5階）

電話 092 - 651 - 3111 / FAX 092 - 651 - 3901 / <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（電話：74 - 2311）

企画政策課

◆バスに乗ろう！！イラスト募集

今秋に実施する「路線バス利用促進福岡県内一斉キャンペーン」で使用するイラストを募集します。

【募集内容】路線バスとバス利用者を題材とし、多くの人々がバスに乗りたくなるような楽しいイラスト作品（A4版横）

【部門】①未就学児の部 ②児童・生徒の部（小中学生） ③一般の部（高校生以上）

【応募締切】6月12日（金）（必着）

【表彰】優秀な作品は後日表彰し、記念品を贈呈する予定です。

【ホームページ】<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bus-illustr.html>

お問い合わせ先

福岡県交通政策課（電話 092 - 643 - 3166）

◆軽自動車税減免のお知らせ

軽自動車税の減免制度（平成 27 年度分）

東峰村税条例の規定による軽自動車税の減免制度や減免を受けるための申請方法について、お知らせします。

身体に障害のある人などが所有する軽自動車等を対象に、障害の程度等一定の要件のもとに申請をすれば、軽自動車税の減免が受けられます。

（※障害の程度によっては、減免を受けられない場合もありますので事前にお問い合わせ下さい。）

■減免の対象となる軽自動車等の範囲

- ・東峰村に軽自動車税を納税する軽自動車であること
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学・通院・通所または、生業のために生計を同じくする家族が運転するもの
- ・車の構造が障害者のものであると認められるもの

■申請期間

平成 27 年度東峰村軽自動車税の納税通知が着いてから納期限 7 日前【平成 27 年 4 月 24 日（金）】まで（郵送の場合は、申請期間最終日の消印まで有効）

※納税通知書は、4 月中旬ごろに発送予定です。

●前年度に減免を受けていても、毎年度の申請手続きが必要です。

■申請に必要な書類など

- ・手帳類＝身体障害者（戦傷病者）手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・運転免許証 ※常時介護者が運転する場合は、その方の免許証
- ・自動車検査証
- ・納税通知書



お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（電話 72 - 2311）

住民税務課**◆平成 27 年度の軽自動車税の改正について（再）**

※広報紙 1 月号にてお知らせしていましたが軽自動車税改正のうち、原動機付自転車及び二輪車等に係る税率は国の税政改正により、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分より適用することとなりました。

平成 28 年度分より下記のとおり変更となります。

車 種 区 分			現 行	改正後
原動機付自転車	総排気量	50cc以下	1,000 円	2,000 円
		50cc超 90cc以下	1,200 円	2,000 円
		90cc超 125cc以下	1,600 円	2,400 円
		ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪	125cc超 250cc以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車		250cc超	4,000 円	6,000 円

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（電話 72 - 2311）

農林観光課**◆住宅用太陽光発電システム及び
ペレットストーブ設置費補助について**

村では、環境への負担の少ない自然エネルギー利用促進のため、平成 27 年度も住宅用太陽光発電システムを設置される方及びペレットストーブを設置される方を対象に、設置費用の一部を補助します。

■補助対象：村内に居住するまたは居住しようとする住宅に、太陽光発電システム又はペレットストーブを設置する人。

■補助金額：太陽光発電システム 1 kw 当たり 25,000 円（最高 4 kw で 100,000 円まで）
ペレットストーブ 対象費用の 25%以内（限度額 100,000 円まで）

■申込み期間：4 月 1 日（水）から

※予算の範囲内で先着順に受付し、予算額を超える時点で締切ります。

■申込み方法：必ず着工される前に、交付申請書に必要書類を添付の上、農林観光課へ提出して下さい。着工後の申請は不可です。

※東峰村新エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱及び、申請様式は、東峰村 HP からダウンロードできます。

■注意事項：郵送による補助申請や、電話による申請の予約はできません。

また、太陽光発電システムは、電力会社との電灯契約、余剰電力の販売契約を締結できるものです。詳しくは、東峰村ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 農林観光課（電話 72 - 2313）